

4 佐藤英行議員



- 1 今後の財政運営の基本となるものは
- 2 岩内町における主要死因の悪性新生物（悪性腫瘍）の調査と対応を
- 3 今年は野生ホップ発見から150年、アスパラガス発祥から100年
- 4 農業支援員の募集とブランド化へ向かう農業とは
- 5 旧国鉄岩内線跡地の有効活用を

1 今後の財政運営の基本となるものは

令和3年度町政執行方針で、行財政について、コロナ禍での税収への懸念、人口減による地方交付税の減少を予想する一方で、社会保障関係経費の伸び、経常経費も増加傾向にあると分析し、人口規模に見合った財政運営への転換が急務としています。行政は住民サービスを執行することであり、財政はそれを担保するものであります。

新型コロナウイルス禍前の令和元年度道内市町村決算の概要が示されました。

岩内町の現状は、90%を超えると一般財源の残余が少なくなるため財政運営が窮屈になるといわれている経常収支比率は95.3%、平成30年度94.8%、90%台が続いています。

倍率が2.0倍を超えると借金返済で財政運営は窮屈になる、今後の地方債返済の重さを見る地方債残高倍率は2.45倍、平成30年度2.60倍と、2倍超が続いています。

積立金残高を標準財政規模で除した積立金残高比率は20.8%、平成30年度21.2%と、年々低くなっています。

18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、地方債の発行が許可制となる実質公債費比率は15.4%、平成30年度15.2%で、年々上昇しています。

将来負担すべき借金を見る指標の将来負担比率は152.8%、平成30年度166.4%。若干下がったとはいえ、町村の4割は発生しておらず、北海道179市町村中、夕張市に次いで高い比率となっています。

このことから、岩内町の財政は依然として大変厳しい状態が続いているといえます。

庁舎建設事業、一般廃棄物中間処理施設・最終処分場整備事業の地方債の借入れ償還もある中で、保育所の建設、さらには義務教育学校の建設と大きなプロ

プロジェクトも計画しており、将来負担比率の上昇も見込まれます。

庁舎建設事業、中間処理・最終処分整備事業、保育所建設事業、義務教育学校建設事業の地方債償還が重なる時期は何年と予想しているのか、その時の償還金額は。

一般会計からの地方債償還額がかさむと住民サービスの低下など影響が出ることが予測されるがその対策は。

他の会計に影響が出る大きな財政が必要となる事業については、住民の理解が必要となるが理解を得る方法は。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、庁舎建設や保育所建設などの大型事業に係る地方債償還の時期及び金額についてであります。

庁舎建設事業及び中間処理・最終処分整備事業につきましては、これまでの借入実績を、保育所建設事業につきましては、現時点での借入見込み額を、義務教育学校建設事業につきましては、現在作成中の中長期財政見通しにおける借入見込み額を基に、それぞれ算出しておりますが、これらの4事業に係る償還が全て重なる年度といたしましては、令和5年度から令和13年度までの9年間で、この期間における償還額は、元金・利息合わせて、総額約29億700万円であり、期間中の最大値は、令和8年度の、約3億9,200万円と推計しております。

2 項めは、地方債償還額の増加に伴う住民サービスへの影響についてであります。

地方債の発行については、現在の納税者と将来の納税者との間の負担の公平化を図るという世代間公平の原則としての機能を併せ持っており、財政負担を平準化させる機能を活用していく上では、より長期的な視点に立った計画的な財政運営に努めなければならない責務が課せられております。

現在の地方債の借入額・償還額・残高については、町では、これまでも地方債全体の規模の圧縮を意識した財政運営を行ってきており、その結果、令和2年度の一般会計における元利償還見込額は、約11億2,800万円と、この10年間で、約2億円以上圧縮することができ、現時点においては、町財政を圧迫する事態が危惧される状況ではないものの、今後、財源不足が進み、住民サービスの低下などの最悪の事態に陥らないためにも、現在作成中であります中長期財政見通しを効果的に活用しながら、事業の取捨選択・優先順位付け等を行って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の方々が不安を抱えることなく、安心して暮らし続けられるよう、今後も健全化判断比率の適正基準値を確保しながら、適正な財政運営に努めて参りたいと考えております。

3 項めは、他会計への影響がでる大型事業に対する住民理解についてであります。

これまで町が実施してきました、役場庁舎建設事業など、いわゆる大型事業につきましては、町民の住生活環境が快適に、かつ利便性の高いものへと変化し、生活する上での充実感が満たされる反面、後年度負担が伴うものでもあります。

これらの事業の実施により財政状況が悪化した場合、影響をもたらすものとしては、財政健全化法に基づく4つの財政指標の悪化による財政健全化計画の策定義務づけや地方債借入時における許可制限等が想定されるところであります。これらについては、一般会計だけではなく、公営企業会計にも同様の影響が生じるものとも認識しております。

こうしたことから、事業の実施にあたっては、長期的視野に立った計画的な事業実施が必要であり、特に町民の方々への影響が大きい大型事業の実施については、段階的に検討・協議を十分に行った中で、町民の理解の下、事業を展開していくことが大前提となるものと考えております。

したがいまして、これまでも住民説明会の開催、また、町民の方々の代表者

であります議員の皆様方との様々な議論・協議をさせていただきながら、それらを町広報誌・ホームページ・防災行政無線等を活用して検討状況や結果等の公表に努め、町民の方々へ理解を求めることで町としての説明責任を果たすよう努めてきたところであり、今後におきましても、こうした情報の公開を積極的に実施し、その都度、丁寧な説明を行っていくことで、町の施策に対する理解が得られ、町民の方々との信頼関係が築かれていくものと考えております。

< 再 質 問 >

先程町長の答弁で世代間の負担を公平化するというお話がありましたが、これは平成18年に行いましたいわゆる地方債の平準化がされたと思いますが、今後はそういうことも含めて世代間の公平化を図るということなのか。

【答 弁】

町 長：

平成18年度に行った地方債の平準化については、当時、高金利による起債が多く存在しており、これらに係る利息が町財政を圧迫していたことから、大規模な起債の借り換えを実施し、起債の平準化を図ってきたところであります。

近年は、低金利が続き、比較的平準化した状態を維持していることから、高金利が町財政を圧迫した状況ではありませんが、財政の健全化を進めていくうえで、今後も地方債全体の規模の圧縮と平準化を意識した取り組みの継続をして参ります。

2 岩内町における主要死因の悪性新生物（悪性腫瘍）の調査と対策を

公益財団法人北海道健康づくり財団が令和2年12月に北海道における主要死因の概要10、2010～2019を公表しました。地域における将来の保健政策を考え、保健施策立案に活用をするため、北海道における主たる死亡原因の標準化死亡比SMRを2010年から2019年までの10年間を対象としたものであります。

がんは9種と悪性新生物が分類されています。標準化死亡比は全国平均を100とし、100を超えると全国平均よりも死亡率が高いことになります。

岩内町における標準化死亡比の北海道での順位は札幌市の区も含めた区市町村中、胃がんが第1位でSMR150.8北海道平均97.2、大腸がん第2位SMR122.4同108.7、肺がん第3位SMR172.0同119.7、すい臓がん第2位SMR152.8同124.6、肝臓がん第1位SMR128.8同94.0と全道平均を大きく上回っています。一方、子宮がんは81.2、乳がんは97.9と全道平均を下回っています。悪性腫瘍全般を示す悪性新生物はSMR135.7北海道109.2で、全道で1番高くなっています。

岩内町が検診を呼び掛けている子宮がん、乳がんを除いた、胃がん、大腸がん、肺がんの標準化死亡比が高いのは何が原因と考えていますか。またその対策は。

悪性新生物の標準化死亡比は全道第1番で、前回の北海道における主要死因の概要9においても全道第2番でSMR143.7となっています。非常に高位にあることの原因究明を自治体が行うのは困難なので、疫学調査も含めた原因調査を関係機関に依頼するべきではないですか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、胃がん・大腸がん・肺がんの標準化死亡比が高い原因とその対策についてであります。

がんの発症につきましては、一般的に、胃がんは、ピロリ菌の感染や高塩分食品の摂取など、大腸がんは、加工肉等の摂取や飲酒、肥満など、肺がんは、喫煙や受動喫煙などに起因するといわれております。

当町においては、特定健診の結果から、全国や北海道の平均値と比較し、喫煙率、飲酒量及び肥満の割合が高いといった特徴があり、がん発症の大きな要因であると思われまます。

当町のがん対策としましては、現在、集団検診でのピロリ菌検査の導入のほか、国民健康保険被保険者の節目年齢を対象とした、胃がん・大腸がん・肺がんの検診無料化を実施しており、併せて、広報折り込みチラシの配布や対象者への個別案内の送付により、検診の受診啓発を行っているところであります。

また、生活習慣病が、がん発症のリスクを高めることから、特定健診の勧奨や受診後の保健指導を強化しており、今後も、生活習慣の改善が必要な方への支援を継続してまいります。

2 項めは、悪性新生物の標準化死亡比が高いことの原因調査についてであります。

疫学調査も含めた原因調査につきましては、当町における保健対策上、大変重要であると認識しており、岩内保健所に対し、疫学調査を含めた原因調査に関する実施機関の情報提供をお願いしているところでありますが、北海道としての実施事業はなく、有力な情報も得ていないとのことであります。

そのため、岩内保健所との連携が重要となってきますので、引き続き定期的な会議や打合せの際に、疾病予防に関する指導をいただきながら、がん発症の要因分析の可能性についても模索してまいります。

また、町民の皆様に対しては、健診結果に基づく聞き取りを行い、それぞれの要因に合わせた保健指導による発症予防に努めるとともに、疾病の早期発見と早期治療のための検診事業の推進を図ってまいります。検討し、判断してまいります。

< 再 質 問 >

岩内町におけるいわゆるがんの検診の対象者に対する受診率は、令和2年度はコロナ禍の影響から若干下がっておりますけれども、平成29年、平成30年、令和元年度、そして令和2年度の各々の受診対象者の検診受診率は胃がんは9.9、10.0、10.1、8.6、大腸がんは13.4、13.1、13.9、13.5、肺がんは11.9、12.2、12.4、11.4と、だいたい同じような受診率となっております。

先程の答弁ではこれまでと同じように集団検診やら、あるいは無料化、広報などで受診を勧めていくという話がありましたが、従来と同じような方法では同じような受診率にならざるを得ないと思いますが、新たな受診率を上げる方策を何か考えているのかどうか。

【答 弁】

町 長：

各種がん検診の受診率向上に対する新たな方策としましては、近年、ピロリ菌検査の導入や、データヘルス計画に基づき、国民健康保険被保険者の一部に対する検診無料化を実施しているところであり、今後の成果を期待しているところでもあります。

そのほか、生活習慣の改善が結果的には、がんの発症予防につながることから、健康相談事業、健康教育事業、特定健診結果説明会、家庭訪問事業など、これまでの取り組みをより丁寧に、地道に、継続実施していくことが重要と考えております。

また、定期的ながん検診についても、より積極的に、未受診者への啓発を行ってまいります。

3 今年は野生ホップ発見から150年、アスパラガス発祥から100年

アメリカから日本政府の招聘により来日した科学技師トーマス・アンチセルは、道内の地質調査時に、1871年岩内町で野生ホップを発見した。北海道がホップ栽培に適していると判断し、開拓使にホップ栽培を提言した。1876年、のちのサッポロビールとなる開拓使麦酒醸造所を開設し、翌77年に札幌でホップ栽培が始まりました。

1913年下田喜久三氏はアスパラガスの近縁種を畑の横で発見した。冷涼な北海道での栽培に適しているのではないかと考え、欧米から種を仕入れ試作を始めた。1921年下田喜久三氏は北海道大学の協力を得てドイツとアメリカの品種を交配し、寒さに強いアスパラガスの育種に成功した。その名を瑞洋と名付け、栽培のための瑞洋食品研究所を開設した。翌年に栽培を開始し、1924年に東洋におけるアスパラガス産業のはじめといわれる日本アスパラガスを設立、ホワイトアスパラガス缶詰を企業生産した。

日本のビールの先駆けとなる野生ホップの発見から150年、日本のアスパラガス栽培の原点となるアスパラガス瑞洋から100年。これら岩内町が始まりとなった事績や偉業に対して記念行事、またはそれに類することを企画すべきと考えますが、所見を伺います。

【答 弁】

教 育 長：

令和3年は、トーマス・アンチセルが、岩内郊外において、野生ホップを発見してから150年、下田喜久三氏が岩内地方において、アスパラガスの育成に成功してから、100年という節目の年を迎えます。

これら功績を、後世に伝えるものとしたしましては、郷土館屋外展示場に野生ホップ発見の地記念碑や道道岩内洞爺線沿いには日本のアスパラガス発祥の地記念碑があるほか、郷土館の常設展示コーナーには、下田喜久三氏の写真や、文献などの資料を多く展示しているところであり、過去におきましては、日本最初のアスパラガス栽培90周年の企画展を開催するなど、岩内町の歴史において、大切なこの功績の情報を発信し、町民の方々に広く歴史や文化に触れる機会の提供に努めてきたところであります。

教育委員会といたしましては、節目の記念行事等を開催する予定はありませんが、郷土館の指定管理者でありますぱとりあ岩内やサッポロビール会などの関係する団体と協議し、岩内町が始まりとなった、野生ホップの発見やアスパラガスの育成に成功した歴史など、節目の年にふさわしい、常設展示コーナーの充実や、趣向を凝らした企画展、もしくは特別展の開催などについて、検討して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、岩内町の歴史を確実に後世に継承することは、教育委員会といたしましても、大切な責務であり、今後においても、町民大学講座やわいわいウィークエンド教室の歴史講座、学校教育で使用する社会科副読本への掲載など、次の世代に伝承するよう努めて参ります。

4 農業支援員の募集とブランド化へ向かう農業とは

令和3年度地域おこし協力隊として、新たに地域農業支援員1名を募集し、地域産業の担い手とし、地域ブランドの確立とストーリー性を有するホップやホワイトアスパラガスを中心とした農作物の栽培に着手とあります。

地域農業支援員の募集はどのようにされるのか。

支援員の任期は何年か。

ホップやホワイトアスパラガスの他、作物は何を予定しているのか。

ストーリー性を有するとはどのような意味なのか、またどのようなストーリーを考えているのか。

圃場や資材、農機具等の調達はどのようにするのか。

技術指導はどこから受けるのか。

生産物を消費者へつなぐ方法はどのように考えているのか。

将来に向かってブランド化とする意欲は見えるが、支援員だけのレベルでは、販売までとはならない。地元農業者との連携はどのように行い、栽培拡大へ持っていくのか。

所見を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、地域農業支援員の募集についてであります。

岩内町地域おこし協力隊としての地域農業支援員の募集につきましては、インターネット上の求人サイトを活用し、農業の担い手を目指す熱意、探究心、行動力のある人材を募集することとしております。

また、着任後、地域おこし協力隊員として、地域協力活動を実施していく際には、関係団体や地域住民との連携が不可欠であることから、募集時においては応募者のコミュニケーション能力に加え、協調性、性格や志向、考え方など、性格や能力の2領域のほか、心理的な傾向を合わせて、総合的に分析するエス・ピー・アイ適性検査の実施を予定しております。

2 項めは、支援員の任期についてであります。

本町の地域おこし協力隊設置要綱の規定により、隊員の任用期間は1年以内とし、最長3年まで延長することができるとしていることから、令和3年度に募集する地域おこし協力隊員につきましても、同様の任期とする予定となっております。

3 項めは、栽培する農作物の内容についてであります。

令和3年度を初年度とする地域ブランド産品開発支援事業では、ビールの原材料となるホップ、ホワイトアスパラガスのほか、日本酒の原材料となる酒米の栽培を計画しております。

4 項めは、ストーリー性の内容についてであります。

ホップにつきましては、1871年に開拓使お雇い外国人のトーマス・アンチセルによって、本町で野生ホップが発見され、開拓使にホップ栽培を進言したことが、北海道におけるビール醸造のきっかけとなり、また、アスパラガスにつきましては、日本で最初にアスパラガスの栽培・生産を行った岩内町出身の下田喜久三博士が、現在の日本アスパラガス株式会社の前身となる会社を設立し、ホワイトアスパラガスの缶詰などを製造した歴史があります。

また、現在の介護付有料老人ホーム七福神恵比寿館の場所にはアスパラ工場があったことから、アスパラの坂と呼ばれるなど、地域の産業や歴史・文化を資源とした長きに渡る歴史的背景を有しております。

酒米につきましても、明治期に6件の酒造業が営まれた事実もあり、地元酒造として特色あるお酒を造っていた歴史を有しております。

このように他の地域にはない、本町だけが有する歴史的ストーリーを取り込むことで、他の商品との差別化及びストーリーに共感を得ることにより、付加価値の高い商品開発による地域価値の底上げを図っていくものであります。

5 項めは、圃場や資材、農機具等の調達についてであります。

農作物の栽培につきましては、地域ブランド産品開発支援事業補助金による地元農業者の支援のもと推進してまいりますので、栽培に使用する圃場や資材、農機具等につきましては、農業者が所有するものを使用させていただくことになっております。

6 項めは、技術指導の内容についてであります。

付加価値の高い商品へと繋げるため、農作物の栽培につきましては、高い専門性を有する後志農業改良普及センター等、関係機関から栽培技能向上を目的とした技術指導を受けるほか、先進地への視察を計画しているところであります。

7項めは、生産物を消費者へつなぐ方法についてであります。

栽培した農作物につきましては、民間企業との提携による付加価値向上を目的とした商品開発及び販路の確保のほか、ふるさと納税を活用した商品プロモーションを展開するなど、様々な手法を取り入れながら消費者との繋がりを創出してまいります。

8項めは、地元農業者との連携及び栽培拡大に向けた方向性についてであります。

令和3年度に採用を予定しております地域おこし協力隊・地域農業支援員1名につきましては、農業の担い手を目指す人材を募集するものであり、本事業の主たる生産者である地元農業者と連携して進めていくものであります。

具体的には、農業の担い手として必要な技能を身につけてもらうため、地元農業者のもとで実施する農業研修機会などを通じ、地元農業者との関係性を築きながら、農業者として定住し、将来的な栽培規模拡大を目指してもらいたいと考えております。

< 再 質 問 >

栽培作物をホワイトアスパラガスとホップ、酒米ということで、岩内に関係するストーリーを作るということで、非常に夢があるようなお話だと思います。

ただ、ホワイトアスパラは出荷まで株の育成まで3年はかかりますし、遮光方式ではハウスや資材が必要であると思います。

そして醸造のいわゆる酒米については、いわゆる醸造会社との連携も必要であると思います。

何よりもブランド化するためには、一定の規模がなければならないと思います。

つまり栽培拡大をしなければ産地としてはなりません。

先程、農業者との連携を組んでやっていくというお話がありましたが、もっと広く含めて、例えばこの夢ストーリープロジェクトチームみたいのを組んで、夢の実現のために栽培拡大をするようなチームを作ってはどうなのかと、それに対する意見を伺いたいと思います。

【答 弁】

町 長：

地域ブランド化に係るプロジェクトチームの設置についてのご質問であります。

地域ブランド産品開発支援事業につきましては、ホワイトアスパラガスのほか、ホップにつきましても本格的な出荷は3年程度かかると見込んでおり、当面は実証事業として実施するものであります。

この間、地元農業者との連携のほか、一定規模の商品開発をするには、企業との連携も不可欠なものと考えており、さらには、歴史的なストーリーを有するという観点から、様々な関係団体との意見交換やプロジェクトチームによる検討なども地域ブランドの確立には必要なものと考えております。

そうした実証事業を重ね、これら農作物が地域ブランドになりうるかどうかについての調査研究を進めながら、将来に向けた地域産業の付加価値向上に努めてまいります。

5 旧国鉄岩内線跡地の有効活用を

後志自動車道の共和インターチェンジを含む倶知安―余市道路の工事が進む中、隣町共和町で国道276号岩内共和道路近くに共和町道の駅の計画がなされています。

また、岩内町においては既存道の駅の再編整備も含めて、新たな道の駅の検討がされています。

旧国鉄岩内線跡地を走る岩内共和道路は国道229号に合流している。岩内町内の旧国鉄岩内線跡地は地元の住民が駐車場としたり家庭菜園などとして利用しており、その土地を、タラ丸市場までのアクセスとして道路としたり、フラワーロードなど、道の駅いわないへ誘導するような有効利用を検討すべきと考える。

岩内町内の旧岩内線跡地の管理者・所有者は。

道の駅いわないへ誘導するための道路建設を模索してはどうか。

道の駅いわないの再編に向けて、岩内地方文化センター西側広場からタラ丸市場までのベルト地帯を旧岩内線跡地利用と有機的に結合した計画をしてはどうか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、岩内町内の旧岩内線跡地の管理者・所有者についてであります。

岩内町内の旧岩内線跡地につきましては、昭和60年の岩内線廃止後に、町が購入し、岩内駅・跡地周辺の再開発としてマリパーク、道の駅などの整備を実施してまいりましたが、大浜地区の線路跡地につきましては、道路用地として、町が管理しているところであります。

2 項めは、道の駅いわないへ誘導するための道路建設の模索についてであります。

現在、道の駅いわないへのアクセスにつきましては、札幌・小樽方面からは国道276号を経由するルートと、積丹・神恵内方面及び、函館・寿都方面からは国道229号を経由するルートがあり、各国道からのアクセスが道の駅いわないへの主要ルートとなっております。

このことから、既に国道の道路管理者である北海道開発局の整備により、道の駅いわないへの誘導看板や、案内標識が設置されており、各国道からのスムーズな誘導が成されているものと認識しております。

また、各国道を経由しアクセスすることにより、道の駅周辺の飲食店や国道沿いの商店街など、中心市街地に賑わいを創出するという側面もあり、バイパス化により、経済的な波及効果が薄れる可能性も危惧されるところであります。

したがって、各国道と機能が重複すること、更には沿線住民からの整備要望などが無いことから、現時点で町道整備計画の策定には至っておりません。

3 項めは、道の駅いわないの再編と旧岩内線跡地利用を、有機的に結合した計画についてであります。

道の駅いわないの再編につきましては、現在、道の駅検討会などにおいて、道の駅を含めた周辺地域の再整備に関する議論を深めている段階にあることから、将来的な予定地やアクセスを含めた再編計画につきましては、今後、有識者や関係団体との協議を重ねた中で、詳細が決定していくものと認識しております。

一方で、旧岩内線跡地という歴史的背景や、中心市街地におけるウォークアブル空間の形成などの観点から、周辺地域との有機的な連携を図ることは、極めて重要な視点でありますので、まちづくりに関連する計画との整合性など、総合的に検討を進める必要があると認識しております。